

改正「並行輸入自動車審査要領」 に関するよくある質問

(並行輸入自動車届出書を提出される方へ)

令和3年6月

(独)自動車技術総合機構

目 次

問 1	並行輸入自動車審査要領の改正の目的は何でしょうか。……………	1
問 2	取扱いが変わるのはいつからでしょうか。……………	1
問 3	車両諸元概要表の様式が変更になっていますが、どのように記載したらよいでしょうか。……………	1
問 4	なぜ技術基準等宣言書を提出しなければならないのでしょうか。……………	1
問 5	適用となる基準についてはどのように届出者に記載すればよいでしょうか。……………	2
問 6	技術基準等宣言書の「保安基準適用年月日」欄には、どのような日付を記入すればよいでしょうか。……………	2
問 7	技術基準等宣言書に押印は必要でしょうか。……………	2
問 8	年式が古く技術基準等が適用にならない車両の技術基準等宣言書はどのように記載すればよいでしょうか。……………	2
問 9	適用となる技術基準等が分からない場合はどうしたらよいでしょうか。……………	2
問 10	なぜラベルの真正性確認制度を始めるのでしょうか。……………	3
問 11	どのようなラベルが真正性確認制度の対象となるのでしょうか。……………	3
問 12	すべてのラベルについて真正性確認をするのでしょうか。……………	3
問 13	対象となるラベルが複数貼付されている場合は、それら全てを確認するのででしょうか。……………	3
問 14	ラベルの真正性確認をすることによって、事前審査が標準処理期間(15日)内に収まらないのではないのでしょうか。……………	4
問 15	ラベル貼付者確認書とはどのようなもので、どのような場合に提出するのででしょうか。……………	4
問 16	ラベル貼付者の連絡先とは何を記載すればよいのでしょうか。……………	4
問 17	ラベルの真正性確認の結果、ラベルが偽造されたものと判明した場合はどうなるのでしょうか。……………	4
問 18	届出者も偽物を掴まされた被害者となる場合もあるのではないのでしょうか。……………	5
問 19	届出前に事前にラベルの真正性確認をしてもらうことはできないのでしょうか。……………	5
問 20	真正なラベルではなかった場合にその理由を教えてもらえるのでしょうか。……………	5
問 21	指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置の取扱いを変更する背景は何でしょうか。……………	5
問 22	「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」として技術基準等の適合性を証明する場合、どのような書面が必要でしょうか。……………	6

問 23 「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」であることを示す自動車製作者等の証明書や書面に自動車製作者等の押印は必要でしょうか。……………	6
問 24 「原則、自動車製作者等から入手した資料」とはどこまで認められるのでしょうか。……………	6
問 25 型式付与の見直しとはどのようなものなのでしょうか。……………	6
問 26 型式(-○○-)を付与する場合の自動車製作者等による資料の「自動車製作者等」とはどこまで含めるのでしょうか。……………	7
問 27 上記以外の改正項目はどのようなものがあるのでしょうか。……………	7
問 28 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真、原動機打刻番号等の拓本又は写真について、車両構造上の理由から拓本取得や写真撮影が困難な場合の対応方法如何。また、現車が入庫していない場合の対応はどうか。……………	7
問 29 添付する外観図の要件の明確化はどのようなものなのでしょうか。……………	8
問 30 原動機等に関する資料についての変更はどのようなものなのでしょうか。……………	8

問1 並行輸入自動車審査要領の改正の目的は何でしょうか。

(答)

- 並行輸入自動車の事前書面審査で提示される「技術基準等の適合性を証する書面」が偽造されていた事例が発覚したこと、加えて、当局からも同種事案の再発防止が要請されていたことから、並行輸入自動車の審査書面等を明確にすることなどで、より一層的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的とし、並行輸入自動車審査要領を改正したものです。

問2 取扱いが変わるのはいつからでしょうか。

(答)

- 令和3年7月1日以降に届出書が提出されるものから改正後の取扱いとなります。なお、6月以前に持参されたものでも、書類に不備がある等で受け取れないまま7月にずれ込む場合には、改正後の取扱いとなりますのでご注意ください。

問3 車両諸元概要表の様式が変更になっていますが、どのように記載したらよいでしょうか。

(答)

- 車両諸元概要表（第2号様式）については、並行輸入自動車審査要領の「別紙車両諸元概要表の記載要領」をご確認いただきながら記載願います。

問4 なぜ技術基準等宣言書を提出しなければならないのでしょうか。

(答)

- 従前より、並行輸入自動車の技術基準等については、どの技術基準の適合性をどの書面で担保するかという届出者からの明確な意思表示はなく、当機構の検査官の判断に委ねられていました。
- しかしながら、本来、適合すべき技術基準等への挙証を含む届出内容の説明責任は届出者にあることから、届出者から、どの書面をもってどの基準を担保しているか、また、届出される車両が適合性を証する書面の状態であることを宣言していただくため、技術基準等宣言書を提出していただくことにしたものです。

問5 適用となる基準についてはどのように記載すればよいでしょうか。

(答)

- 新たに定めた第6号様式が技術基準等宣言書の様式です。この様式に適用となる技術基準等が網羅的に記載してありますので、該当する基準とその基準の適合性を証する書面等にチェックを入れ、「届出者の氏名」を記載して提出してください。

問6 技術基準等宣言書の「保安基準適用年月日」欄には、どのような日付を記入すればよいでしょうか。

(答)

- 「保安基準適用年月日」欄は、審査事務規程 4-5「製作年月日」により決まりますので、該当する「製作年月日」をご判断のうえ、記入してください。

問7 技術基準等宣言書に押印は必要でしょうか。

(答)

- 技術基準等宣言書には押印・署名は不要ですが、「届出者の氏名」を記載する必要があります。

問8 年式が古く技術基準等が適用にならない車両の技術基準等宣言書はどのように記載すればよいでしょうか。

(答)

- 技術基準等が適用にならない車両については、適合性を証する状態であることを宣言する必要がないことから、技術基準等宣言書の提出は不要です。

問9 適用となる技術基準等が分からない場合はどうしたらよいでしょうか。

(答)

- 届出自動車の種別、用途、適用年月日を整理したうえで、並行輸入自動車審査要領別表第1を参照して、各々の技術基準等に付された審査事務規程を確認して、適用される技術基準等を判別してください。

問 10 なぜラベルの真正性確認制度を始めるのでしょうか。

(答)

- これまで FMVSS ラベルの偽造事案が複数発生したこと、加えて、当局からも同種事案の再発防止を要請されていたことを踏まえ、ラベルの真正性確認制度を構築することとしました。

問 11 どのようなラベルが真正性確認制度の対象となるのでしょうか。

(答)

- 次に掲げるラベル等を対象としています。
 - 欧州連合指令に基づき車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示された WVTa ラベル又はプレート
 - 自動車に貼付されている、米国連邦自動車安全基準に適合している旨が表示された FMVSS ラベル及びカナダ自動車安全基準に適合している旨が表示された C MVSS ラベル

問 12 すべてのラベルについて真正性確認をするのでしょうか。

(答)

- 当該自動車を審査する際に、ラベルを用いて「技術基準等の適合性を証する書面」又は「車名」、「製作年月日」、「許容限度」の根拠として使用する場合に真正性確認制度の対象とします。

問 13 対象となるラベルが複数貼付されている場合は、それら全てを確認するのでしょうか。

(答)

- 「技術基準等の適合性を証する書面」又は「車名」、「製作年月日」、「許容限度」の根拠として使用するラベルについては、その全てのラベルを真正性確認制度の対象とします。

問 14 ラベルの真正性確認をすることによって、事前審査が標準処理期間（15日）内に収まらないのではないのでしょうか。

(答)

- ラベルの真正性確認に要する期間は、事前審査の標準処理期間に含めないこととされていますので、ラベルの真正性確認に要する期間を除いて標準処理期間内で処理することとしています。
- なお、ラベルの真正性確認に要する期間は、一週間程度を見込んでいます。

問 15 ラベル貼付者確認書とはどのようなもので、どのような場合に提出するのでしょうか。

(答)

- 国内に輸入実績の少ない自動車の自動車製作者や指定自動車等のない少数台数生産車の自動車製作者等が作成・貼付したラベルについては、当機構から当該ラベルを貼付した製作者等へ貼付した事実を確認することを想定しております。ラベル貼付者確認書は、その製作者等の連絡先を記載していただく書面です。
- ラベル貼付者確認書は、上記の製作者等が貼付したラベルが該当しますが、このようなラベルが貼付されている場合、事前届出時又は受付後に機構担当者から、同確認書の提出について指示させていただきます。もし、該当することが分かっている場合には、あらかじめ届出される事務所等へご相談願います。

問 16 ラベル貼付者の連絡先とは何を記載すればよいのでしょうか。

(答)

- 当該ラベルを作成・貼付した事業者の連絡先を記載していただきます。具体的には、並行輸入自動車審査要領の第7号様式に必要事項を記入して提出していただきますが、各事業者において公にしているカスタマーサービス等の連絡先でも差し支えありません。

問 17 ラベルの真正性確認の結果、ラベルが偽造されたものと判明した場合はどうなるのでしょうか。

(答)

- ラベルの偽造が明らかになった場合は、当該ラベルで挙証するはずだった技術基準等の適合性を証する書面の提出を改めて求める等の補正を指示することになります。

- 一方、刑法又は個別法に抵触する疑いもあることから、所轄の警察署に通報する等、機構として厳正に対処することとしています。

問 18 届出者も偽物を掴まされた被害者となる場合もあるのではないのでしょうか。

(答)

- 届出者も被害者になり得る可能性はあると考えますので、自動車の購入に際しては購入先を十分に精査して購入すべきと考えます。

問 19 届出前に事前にラベルの真正性確認をしてもらうことはできないのでしょうか。

(答)

- ラベルの真正性確認はあくまで届出された書面に対する取扱いであり、届出前のものに対する取扱いはありません。

問 20 真正なラベルではなかった場合にその理由を教えてもらえるのでしょうか。

(答)

- 真正なラベルでなかった場合、真正なラベルでなかったことはお伝えしますが、その詳細については不正防止の観点からお伝えすることはできません。

問 21 指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置の取扱いを変更する背景は何でしょうか。

(答)

- 技術基準等の適合証明として「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」として届出する取扱いについては、保安基準や審査事務規程でも基準に適合する例とされていますが、これまで同取扱いの明確な指針がなかったことから、同取扱いとして処理する場合の提出書面等の明確化を図ることとしました。

問 22 「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」として技術基準等の適合性を証明する場合、どのような書面が必要でしょうか。

(答)

- 以下のケースを想定しています。
 - ① 届出車の構造・装置が「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」であることを示す自動車製作者等の証明書
 - ② 届出車の構造・装置が「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」に備えられていることを示す書面であって、原則、自動車製作者等から入手した資料であり、なおかつ、自動車製作者等から入手したことを届出者が認めたもの

問 23 「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」であることを示す自動車製作者等の証明書や書面に自動車製作者等の押印は必要でしょうか。

(答)

- 自動車製作者等から発行される証明書については、押印又は署名が必要です。
- 一方、「届出車の構造・装置が「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」に備えられていることを示す書面」については、自動車製作者等から入手したことが明らかであれば、自動車製作者等の押印又は署名は不要ですが、自動車製作者等から入手したことを届出者に書面にて宣言していただく必要があります。

問 24 「原則、自動車製作者等から入手した資料」とはどこまで認められるのでしょうか。

(答)

- 原則、自動車製作者や正規インポーターから入手した資料を想定しています。また、正規ディーラー（自動車製作者又は正規インポーターと販売契約を締結している販売店）から入手した資料も認めることとします。
- なお、既に廃業しているような自動車製作者も存在することから、書面の真正性等について合理的な説明がなされた場合の真正性判断の可能性は排除しませんが、この場合、書面の真正性を判断するために時間をいただく可能性があります。

問 25 型式付与の見直しとはどのようなものでしょうか。

(答)

- 並行輸入自動車の区分としては、「種別」、「用途」、「車体の外形」、「車枠」、「軸距」に違いがなければ「指定自動車等と関連」と区分し、該当する指定自動車等の

型式から排出ガス規制識別記号を除いて前後に「-」を付した型式(-○○-)を付与していたところですが、今後、同取扱いとして処理する場合には、「指定自動車等と関連」とすることが確認できる自動車製作者等による資料が必要になります。

問 26 型式(-○○-)を付与する場合の自動車製作者等による資料の「自動車製作者等」とはどこまで含めるのでしょうか。

(答)

- 自動車製作者等とは、審査事務規程 1-3 及び別添 3「並行輸入自動車審査要領」の 2. (9)において定義されているとおりで、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とする者をいいます。

問 27 上記以外の改正項目はどのようなものがあるのでしょうか。

(答)

- 主な改正項目は以下のとおりです。提出書面の様式等も変更になっていますので、ご注意ください。
 - 車両諸元概要表の様式
 - 届出書受理要件の明確化（記載漏れは受理せず）
 - 補正指示記録の明確化
 - 車台番号及び原動機型式の拓本（又は写真）貼付義務付けの明確化
 - 各種記載要領の追加
 - 添付する外観図の要件の明確化
 - 原動機等に関する資料の必要事項の変更
 - 現車審査における中断事項の明確化（事前審査と用途・形状・定員が相違する場合は現車審査を中断）
 - 別表第一の書面の例の整理
 - 届出書（第 1 号様式）の項目整理（概要表との重複項目の削除）

問 28 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真、原動機打刻番号等の拓本又は写真について、車両構造上の理由から拓本取得や写真撮影が困難な場合の対応方法如何。また、現車が入庫していない場合の対応はどうすればよいのでしょうか。

(答)

- 車両構造上取得が困難な場合は、その理由を記載するとともに、拓本、写真のいずれも取得できない周辺状況であることがわかる写真を添付してください。

- 現車が入庫していないため添付できないという理由は認められません。現車入庫後に届出してください。

問 29 添付する外観図の要件の明確化はどのようなものでしょうか。

(答)

- 添付いただく外観図について、「新規検査等の申請を行う状態」かつ「保安基準に適合している状態」である必要があることを明確化しました。
- 上記2点を満たし外観の形状が明確に確認できるものであれば、カタログを使用していただいても差し支えありません。

問 30 原動機等に関する資料についての変更はどのようなものでしょうか。

(答)

- これまで、排出ガス規制が適用される自動車について、総排気量、最高出力、最高出力時回転数、使用燃料、変速機、減速比及び最高速度が確認できる資料が必要でした。
- 今回の改正で、総排気量、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであれば、その他の各事項は不要としました。